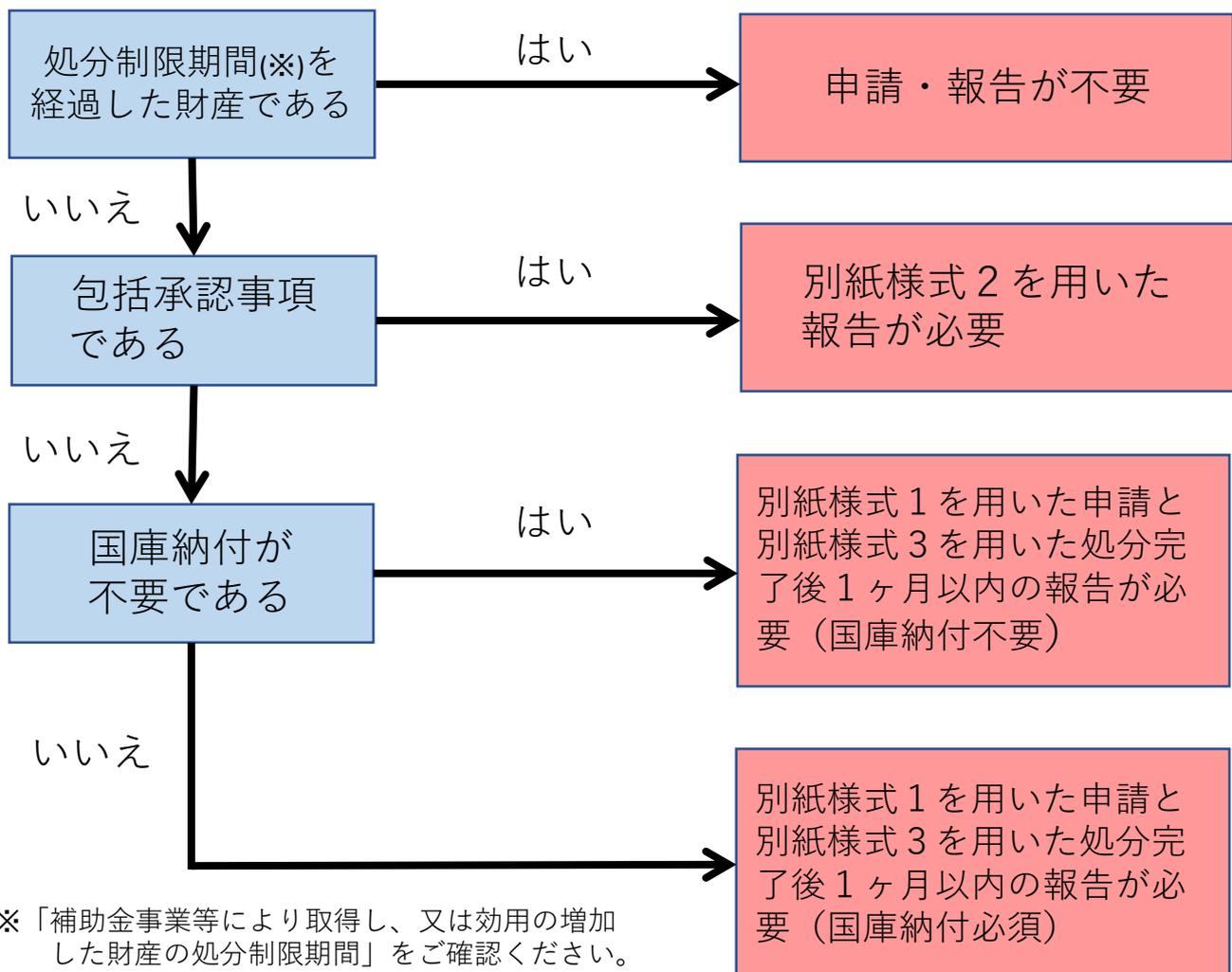


申請・報告を忘れずに

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うにあたっては、補助金適正化法第22条に規定する厚生労働大臣等の承認が必要です。

包括承認事項

- (1)地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
- ・経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分
 - ・経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2)災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄



財産処分の承認基準について（概要）

地方公共団体の場合

- A (1) 10年経過後の転用、無償譲渡等
(2) 合併市町村基本計画に基づく10年経過前の転用、無償譲渡等
(3) 災害等による取壊し等

国庫納付不要
報告によるみなし承認（包括的承認制）

- B (1) 10年経過前の転用、無償譲渡等
(2) 有償譲渡等

国庫納付を条件に承認

〔納付金の額〕

10年経過後の有償譲渡等

$$\text{譲渡額} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

の額を上限額とする。

10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡等

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数}}{\text{処分制限期間}}$$

(注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。

(注2) A(1)(2)、Bの財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行われるもの。

(注3) 10年経過前でも、次の場合は、国庫納付不要。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う転用、無償譲渡等（個別に認めた場合）
- ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
- ・やむを得ない取壊し等

(注4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合は、の算定式を使用。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う場合（個別に認めたもの）
- ・同一事業を10年以上継続する場合

地方公共団体以外の者の場合

- A (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等
〔厚生労働行政関連事業のほか、幼稚園などの関連事業への転用、無償譲渡等
国又は地方公共団体への無償譲渡等〕
- (2) 災害等による取壊し等

国庫納付不要

- (1)は、承認後10年間は処分制限あり。
(2)は、報告によるみなし承認。

- B (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等以外への転用、無償譲渡等
(2) 10年経過前の転用、無償譲渡等
(3) 有償譲渡等

国庫納付を条件に承認

〔納付金の額〕

10年経過後の有償譲渡等（厚生労働行政関連事業等に使用の場合）

$$\text{譲渡額（ 2 ）} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

- 1 の額を上限額とする。
- 2 譲渡額が評価額に比して著しく低価な場合には、評価額。

10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡等

10年経過後の有償譲渡等（厚生労働行政関連事業等以外に使用の場合）

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数}}{\text{処分制限期間}}$$

(注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。

(注2) A(1)、B の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提に行われるもの。

(注3) 10年経過前でも、次の場合については、国庫納付不要。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等への転用、無償譲渡等（個別に認めた場合）
- ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
- ・やむを得ない取壊し等

(注4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合には、 の算定式を使用。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等に使用する場合（個別に認めたもの）
- ・同一事業を10年以上継続する場合